

平成21年度第1回記者勉強会報告書

日 時：平成22年3月29日（月） 10：00～12：00

場 所：東京俱楽部ビルディング14階 14-A会議室

テーマ：特許・意匠・商標及び各制度にかかる各種トピックス等について

出席者：

日本弁理士会（7名）

副会長 西島 孝喜

副会長 本多 一郎

執行理事 江藤 聰明

意匠委員会委員長 山本 典弘

商標委員会委員長 高梨 範夫

広報センターセンター長 高橋英樹（司会）

広報センターセンター員 平山 淳（議事録）

議 事：

1. 開催の挨拶（高橋センター長）

2. 本多副会長の挨拶

3. 特許について（西島副会長、江藤執行理事）

（1）テーマ1 「知財立国日本」

知財保護制度は、いわば金メダリストだけを保護し、2位（銀メダリスト）以下を餌食とする制度である。グローバル化に伴い、知財の価値は世界基準で判断され、世界一でないと保護されない過酷な制度である。知財保護制度は、戦後の復興を支えた陰の功労者である。国土が狭く、資源にも乏しい日本が戦後を乗り越えて高度経済成長を果たしたのは、精密且つ緻密な工業製品によるところが大きく、知財保護制度が十分に機能してこれらの工業製品に十分な産業競争力をつけることができたためである。従って、知財保護制度は、日本はこれから国際競争を勝ち続けるためにも欠かせない制度である。しかしながら、21世紀に入り状況が変わりつつある。中国、韓国が台頭してきており、一方、日本に関しては「特許が取得しにくい国」、「特許を取得しても活用できない国」といったイメージが浸透しつつある。統計データからも、世界的な国際出願（PCT）の件数は順調に増加している中で、近年の日本の出願件数は減少傾向にある。審査請求の件数も減少しており、日本国内で保護を求める数が減少している。また、米国、欧州（EPO）、韓国、中国と比較すると、日本の出願は国内指向が強く、他国からの出願が比較的少ない傾向がある。一方、例えば中国のデータをみると、国際出願件数が4年で倍増している状況である。

また、日本の特許審査の待ち時間は、米国、欧州に比べて長く、特許査定率が50%以下と低い水準にある。このため、日本を避けて他国で権利を取得しようとする気運が広がっている。

以上の点に鑑みると、日本は世界に先駆けて知財保護を推進する必要がある。日本が知財保護

の推進に積極的であるとの認識が世界に浸透すれば、世界中からの先端技術が日本に集中し、産業を活性化でき、過酷な生き残り競争に打ち勝つことができるであろう。

(2) テーマ2 ダブルトラックの問題

ダブルトラックとは、特許庁と裁判所において、同時に特許無効の判断がなされる状況をいう。ダブルトラック自体については、大企業のレベルで問題視する動きはなく、また、裁判所と特許庁とで判断の齟齬が頻発しているわけではない。ダブルトラックの本当の問題は、特許権者側の負担が増大していることにある。ダブルにするかシングルにするかは、被告側のみに選択権が認められる。ダブルトラックが選択された場合、特許権者が勝利するためには裁判所のトラックで2回、無効審判のトラックで2回の計4回勝たなければならない。これは、特に資力、人力に乏しい中小企業にとって大きな負担となる。更に、裁判所における1回的解決の趣旨が生かされていない現実があり、無効審判の提起率は変わっていない。

また、裁判所と無効審判とでは、審理における基本構造が異なり、裁判所では弁論主義が採られ、無効審判では対世的解決のため職権探知主義が採られる。しかし、裁判所の判断においても、現実には対世的効力に近い効果が発生しているものと考えられる。また、特許無効の争いは、技術の真の価値を判断するものであり、弁論主義による審理が妥当であるかという問題もある。

(3) 質疑応答

Q：日本の国際競争力について、日本の出願件数が減少しても、日本から海外への出願件数が増加していれば、競争力が低下しているとはいえないのでは？

A：今までの経験から、国内出願件数は産業活力のバロメータを如実に表していると考えられる。従って、海外への出願件数が増加すること自体は良い傾向であるが、国内出願件数の低下は問題である。

Q：ダブルトラックであるが、外国の状況はどうか？

A：米国を例に挙げると、1999年に制度が変わった。今後、日本と同様のダブルトラック問題が出てくる可能性はある。

4. 意匠について（山本委員長）

(1) テーマ1 意匠はわかりにくい？

意匠はわかりにくいという話を耳にする。特許との比較で説明すると、特許権の内容は特許公報の「特許請求の範囲」に文章で記載される。一方、意匠権は、意匠公報の図面（または写真）に記載された物品の外観そのものと、これと類似する範囲とによって定められる。簡単にいうと、意匠は物の「見た目」が権利といってよい。類似する範囲がどこまでであるか判りづらいが、類似する範囲は従来どのような意匠が存在するかによって決まる。「カドケシ」を例に挙げて説明すると、これは特許と意匠の両方で登録された例である。侵害品として立方体の角が丸いものが存在した場合、特許では、特許請求の範囲に記載された「角」の文言に該当しないとして侵害品でないと判断される可能性がある。一方、意匠では、図面に記載された意匠に類似するとして、侵害品と判断される可能性がある。

(2) テーマ2 近隣3国における意匠制度の紹介

中国、韓国との比較で説明すると、日本の意匠出願件数は3万件強である（2008年）。一方、中国の出願件数、増加率は圧倒的に多く、2008年の実績では日本の特許出願件数に近い32万件が意匠出願されている。韓国についても、2008年の実績で6万件弱であり、日本の出願件数の倍になる勢いである。中国については、「模倣される」という危機意識が強く、中国国内からの出願が意外に多い状況がある。また、中国の意匠出願は無審査であるが、新規性がないものは登録

されないことが多い。また、代理人を使わずに個人で出願するものが多く、方式要件不備で登録されない場合もある。このため、無審査にも関わらず、登録されない出願が3割程度もある。韓国については、例えば大企業にデザイン分野出身の役員がいるなど、日本よりもデザイン保護を重視する傾向がある。また、資料にあるように、近隣3国において、意匠に適用される法律、実体審査、存続期間などが異なっており、制度を判りにくくしている。

(3)質疑応答

Q：意匠における侵害訴訟の件数、ライセンス契約の件数がどのくらいか？

A：件数を把握していないが、侵害訴訟の件数は非常に少ない傾向にある。ライセンス契約についても把握していないが、意匠権は基本的に1製品に1つの権利であるため、また特許のようなライセンス契約（クロスライセンスなど）は難しいので、件数は少ないと予想される。

5. 商標について（高梨委員長）

(1)テーマ 商標権侵害について（埼玉県警の警察官採用試験ポスター「守りたいひとがいる」を題材として）

・埼玉県警では、侵害の「おそれ」があるとして、このポスターを回収した。はたして「侵害」に該当するのか検証する。

商標の定義は、「標章」であって、商品、役務について使用するものである。また、商標権侵害であるか否かの判断においては、専用権、禁止権の範囲に含まれるかが議論の中心になる。ポスターは何を宣伝しているのか、専用権、禁止権の範囲に含まれるのか、について検証すると、商標権の指定商品は、磁気カード、貴金属バッジ、パンフレット等であり、指定役務は、広告、前払式証票の発行、記事情報の提供等である。ポスターの「守りたいひとがいる」は、これらの指定商品（またはこれに類似する商品）について使用するものではない。また、指定役務の「広告」は、広告会社が提供するサービスのことであり、ポスターの使用は指定役務（またはこれに類似する役務）についての使用にも該当しない。

また、ポスターの「守りたいひとがいる」は、缶入りコーラにおける「オールウェイズ」（参考資料2（その2））、「通行手形」（参考資料2（その1））の文字の使用と同様に、商標として認識されるものではなく、商標的使用態様ではないと考えられる。

また、参考資料6、7にあるように、キャッチフレーズ等は自他商品識別機能を有しないと考えられる。

以上から、当該ポスターは商標権侵害に該当しないと考えられる。

・他の法律で保護され得るのかについて

参考資料8（その1）は、交通安全のスローガンに著作物性があるかどうかについて争われた事案であるが、交通標語には、著作物性そのものが認められない場合も多く、認められる場合にも、狭い範囲のものとならざるを得ない旨が判示されている。参考資料8（その2）は、新聞の見出しについて著作物ではないと判示された。一方で、民法上の不法行為については認めた。従って、著作権侵害の成立についても難しい面がある。以上のように、本事案のような場合は、商標法以外の他の法域（著作権法、不正競争防止法、民法（不法行為））についても検証する必要がある。

(2)質疑応答

なし

6. 先端技術分野における弁理士の派遣について（高橋センター長）

先端技術分野に精通した弁理士を大学等に派遣し、セミナー等を行う事業を開始した。

以上